

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、次の通り行動計画を策定し推進していく。

1. 【計画期間】

2022 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日

2. 【当社の課題とありたい姿】

課題：職種上、毎日の残業時間が発生する頻度が高い

ありたい姿：働きやすい職場環境実現と家庭生活の充実化の両立を構築していく

3. 【目標と取組内容・実施時期】

目標：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備（年 2 回以上ノー残業デー設定）

＜実施時期・具体的目標・取組＞

■実施時期：毎月の月初に前月のノー残業デー有無を把握

■具体的目標：ノー残業デーを実現する

テーマ	具体的目標に対する取組	主な取組内容及び数値化
ノー残業デー達成	①1 月～6 月で 1 回以上 ②7 月～12 月で 1 回以上 ③1 月～12 月で 2 回以上 上記①、②、③のうち 1 項目で ノー残業デー達成者率 95%以上を 目標とする。 ※中途入社（1 月～6 月）の場合 は、初年度のみ①か②のどちらか 1 回を達成目標とする。 ※7 月以降の中途入社の場合は次 年度より対象とする。 ※中途退職者は対象外とする。	・月初に前月のノー残業デー有無を把握し、達成者及び未達成者人数を数値化 ・ノー残業デー促進を毎月各営業所長または所属長が行う ・半日休暇制度の取得促進でノー残業デーを推進しやすくする